

# 児童手当などの手続きを忘れずに

問い合わせ 子ども政策課 (☎85-6201)

子どもを養育している人には、各種手当があります。継続して受給するためには、年1回の現況届などの提出が必要です(児童手当:6月、児童扶養手当・子ども福祉手当・県遺児手当:8月)。現況届などはそれぞれの月の初旬に郵送しますので、内容をよく確認して手続きをしてください。

	支給対象	手当の月額
1 児童手当	平成18年4月2日以降に生まれた児童(中学校修了前)を養育している人	児童1人につき ○3歳未満…1万5000円 ○3歳以上小学校修了前(第1・2子)…1万円、(第3子以降)…1万5000円 ○中学生…1万円 ※所得制限限度額以上の場合、児童1人につき手当の月額は5000円。手続きをした翌月分から支給
2 児童扶養手当	父母の離婚などで父か母と生計を同じくしていない平成15年4月2日以降に生まれた児童を  ・監護 <sup>*</sup> している母 ・監護しかつ生計を同じくする父 ・監護しかつ生計を同じくし養育している人 ○②・④は、一定の障がいがある場合は20歳未満の児童が対象 ○③は県内に、④は市内に住所がある人に限る ※監護…監督し保護すること。児童の生活について、精神面から種々配慮し、かつ衣食住の面倒などをみていること	○児童1人の場合…1万180円～4万3160円 ○2人目…5100円～1万190円加算 ○3人目以降1人につき…3060円～6110円加算 ※所得制限あり。手続きをした翌月分から支給
3 県遺児手当	児童1人につき ○1～3年目…4350円 ○4・5年目…2175円 ○6年目以降…支給なし ※所得制限あり。手続きをした当月分から支給	
4 子ども福祉手当		児童1人につき ○小学生以下…2000円 ○中学生…3000円 ○高校生など…4000円 ※所得制限あり。手続きをした翌月分から支給

※詳しくは、市ホームページを見るか問い合わせてください。

## 支給対象者および支給額

次の1～3のいずれかに該当する児童扶養手当受給世帯などへの給付

児童1人につき  
5万円

※児童扶養手当の認定を受けていない人も対象となる場合あり(本人などの所得が制限限度額以上である場合や年金を受けていることによる場合など)

1. 令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人(5月10日に振り込みを行っています。)
2. 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人で、非課税の公的年金などを含む令和元年分の収入額が、給付金の所得制限限度額に相当する収入額を下回る人
3. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人

## 手続き方法など

上記の2、3に該当する人は申請が必要です。申請書に必要書類を添えて子ども政策課に提出してください。支給対象者により必要な書類が異なります。詳しくは市ホームページを確認してください。



市ホームページ

## 問い合わせ

厚生労働省「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」コールセンター(☎0120-400-903)〈受付時間:平日午前9時～午後6時〉

低所得の子育て世帯に対する  
子育て世帯生活支援特別給付金  
(ひとり親世帯分) について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯に対し、食費などによる支出の増加の影響を勘案し、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。